

フランス自然主義文学と検閲

— ルイ・デプレの裁判をめぐる —

田 中 琢 三

はじめに

19世紀フランスにおける文芸の検閲の事例として最も有名なものは、1857年に行われたギュスターヴ・フローベールの小説『ボヴァリー夫人』とシャルル・ボードレールの詩集『悪の華』の裁判であろう。これらの裁判は第二帝政（1852-1870）における検閲の厳しさを物語る出来事であるが、文学裁判は、自由主義的な第三共和政（1870-1940）においても引き続き行われ、特に体制の確立期にあたる1880年代半ば以降の一時期には、第二帝政下よりもむしろ頻繁に作家や詩人が法廷で裁かれることになった。具体的には、第二帝政時代の約18年間に8人の文学者が裁判にかけられたが、第三共和政下の1884年から1892年にかけての約8年間に、それを上回る10件の文学裁判が行われているのである⁽¹⁾。

そして、その10件の裁判のうち6件は、エミール・ゾラの影響を受けた若い自然主義作家を対象にしたものであった⁽²⁾。この一連の自然主義裁判の嚆矢となったのは1884年に行われたルイ・デプレ Louis Desprez（1861-1885）の裁判である。デプレは「良俗に反する罪」に問われ、有罪となって服役し、出所後しばらくしてから24才の若さで死んでしまう。彼の死はひとつの事件であり、同時代の文学者に大きな衝撃を与えた。本稿では、当時の検閲制度や政治的、社会的背景を視野に入れながら、デプレの裁判において自然主義文学の何が問題とされたのか、そして、彼が検閲という公権力の介入に対してどのように抵抗したのかを検討する。デプレの事例を通じて、19世紀末における文学者と政治権力の関係がいかなるものであったのか、その一端を明らかにしたい。

I. デプレの生涯と作品

まず、わが国ではほとんど知られていないルイ・デプレという作家について簡単に紹介しておきたい⁽³⁾。デプレは1861年6月20日、シャンパーニュ地方のオート＝マルヌ県の県庁所在地ショーモンで生まれた。父親はエコール・ノルマル出身でリセの教師を務めた後、県の視学官に昇進したエリートであり、デプレが幼いころに亡くなった母親もリセの教師の娘であった。10才の時、彼は事故で股関節を損傷し、数年間寝たきりになるという不幸に見舞われる。歩くことが可能になった後も、片足は湾曲したまま萎縮し、杖を手放すことができなくなり、さらに事故の後遺症である結核性の股関節炎は、彼を生涯苦しめ、その若すぎる死の原因となった。デプレは1881年にバカロレア試験に合格し、パリに上京して大学で歴史と法律を学ぶが、すぐに学業を放棄し、文学の道へと進むことになる。

デプレは、この時代に文学を志す若者の多くがそうであったように、エミール・ゾラに心酔し、その自然主義理論に大きな影響を受けた。そして、1883年2月に同郷の親友アンリ・フェーヴル Henry Fèvre (1864-1937) との合作による詩集『機関車』*La Locomotive* を「フェーヴル=デプレ」(Fèvre-Desprez) 名義で刊行する。この作品は詩における自然主義を実践する意図のもと、現代社会における科学技術の進歩などをテーマにした野心的な試みであったが、試作自体は凡庸で全く注目されなかった。次にデプレは1884年2月に批評集『自然主義の進展』*L'Évolution naturaliste* を今度は個人名義で出版する。これはゾラ、ゴンクール兄弟、アルフォンス・ドーデなどの自然主義作家を中心に論じたもので、当時の文壇において少なからぬ反響を呼び、まずまずの成功を取めた。ゾラの理論を適用して書かれたこの評論は、内容的にオリジナリティに欠けるものの、自然主義文学に関する最初の体系的な研究として歴史的価値を持つテキストである。デプレはゾラ論の準備のために、1882年6月14日にメダンでゾラに直接会って取材を行っているが、それ以来、二人の交流はデプレが死ぬまで続き、ゾラはデプレが服役中に彼の監獄での待遇の改善を求めて当局に働きかけることもしている⁽⁴⁾。

そして、1884年5月に再び「フェーヴル=デプレ」名義で小説『鐘楼のまわりで』*Autour d'un clocher* を発表する。詩集『機関車』と同様にフェーヴルとの合作であり、まず二人で小説の筋立てと構成を考えたいうで、章ごとに分担して執筆し、最後にフェーヴルが全体に手を加えて完成させた。『鐘楼のまわりで』の内容に関しては後述するが、この小説が問題となってデプレは「良俗に反する罪」で起訴され、法廷に立つことになる。共作者のフェーヴルは罪に問われなかったが、それは彼が出版社との契約時に未成年であったので契約書にサインをしていなかったからである。

デプレの裁判は悲劇的な結末へと向かう。彼は1884年12月20日にセヌ重罪院で有罪判決を受けた後、パリのサント=ペラジー監獄に翌年2月12日から3月14日まで収監される。不幸なことに、この真冬の刑務所の劣悪な環境が持病である結核性の股関節炎を悪化させ、彼は出所してから約9か月後の1885年12月6日に24歳の若さで夭折してしまうのである。

以上に述べた著作のほか、デプレは1884年2月から1885年5月にかけて新聞や雑誌に文芸評論を中心とする記事を計10本発表している。そのなかで、出所の直後に1885年3月17日付『エヴェヌマン』紙に発表した「私の監獄体験、ある自然主義作家による手記」*« Mes prisons, par un naturaliste »* と題された記事は、自らが体験したサント=ペラジー監獄の悲惨な状況を記した異色のルポルタージュであり、歴史的資料としても貴重な文献だといえる⁽⁵⁾。

II. デプレ裁判の経緯

次に、当時の検閲制度を踏まえたうえで、デプレの裁判が具体的にどのようなプロセスで行われたのかを見ていきたい⁽⁶⁾。19世紀のフランスにおける出版物の検閲は、基本的に王政復古期の1819年5月17日に成立した法律に依拠しており、そこに定められた「公衆および宗教道徳、あるいは良俗に反する罪」(outrage à la morale publique et religieuse, ou aux bonnes mœurs) に該当するかどうかが基準であった。例えば、フローベールとボードレールは「公衆および宗教道徳と良俗に反する罪」で告発されている。ただし第三共和政になると「宗教道徳に反する罪」が廃止され、さらに1881年の「出版の自由に関する法律」以降は、「公衆道徳に反する罪」もなくなって「良俗に反する罪」のみになり、それがデプレの罪状になった。

1881年7月29日に成立した「出版の自由に関する法律」は、第三共和政確立期の自由主義的政策のひとつであり、その眼目は定期刊行物に対する認可制や保証金制度といった出版前の検閲を廃止することにあった。しかし、この規制緩和によってポルノグラフィが街に溢れる事態となり、危機感を抱いた当局は、出版後の取り締まりをむしろ強化することになった。もう一つ、この法律に関して重要な点は、出版物に関しては、陪審制を採用している重罪院 (cour d'assises) で扱うことを定めたことであり、実際、デブレの裁判も重罪院で行われた。ただし重罪院での裁判は時間がかかるため、1882年8月2日に法律が改正され、新聞、雑誌などの定期刊行物は軽罪裁判所 (tribunal correctionnel) で扱うことになった。なお、19世紀の文学裁判は重罪院か軽罪裁判所のどちらかで行われていたが、それは政体や時期によって異なり、例えば、第二帝政期は軽罪裁判所で文学者が裁かれていたので、フローベールやボードレルの裁判は陪審制ではなかった。

裁判のプロセスは、まず検察官が被疑者を起訴して予審が開始され、予審判事が取り調べを行ったうえで裁判所へ送致するか、免訴にするかを決定した。ただし、起訴されるのは作者だけではなく、出版者あるいは編集者も同時に起訴され、場合によっては印刷業者もその対象になった。また、実際に出版物の検閲を行っていたのは内務省と法務省であるが、検閲官がすべての出版物に目を通していただろうかは不明であり、定期刊行物だけをチェックしていた可能性もある⁽⁷⁾。検察官が起訴を検討する契機となるのは、実際に検閲を行っていた当局からの要請だけではなく、一般読者など第三者からの告発というケースもあった。

『鐘楼のまわりで』に関しては、具体的に何が最初のきっかけとなって検察官が動き始めたのかは明らかではないが、1884年6月21日から予審が開始され、その後すぐに店頭から本が回収された。デブレは同年7月28日に予審判事の取り調べを受け、8月26日に裁判所への送致が決定した。罪状は『鐘楼のまわりで』のなかの5つのパッセージが「良俗に反する罪」にあたるというものであった。そして11月12日に召喚状がデブレに届き、12月20日の正午からパリのセヌ重罪院で裁判が開かれた。

裁判は検察側の要求によって非公開で行われた。審理の内容を公にすると公序良俗にとって危険であるというのがその理由であった。まず検事による論告があり、次に、デブレ本人が自らの書いた原稿を読み上げるかたちで口頭弁論を行った。そしてデブレの弁護士による口頭弁論の後に、12人の陪審員による評決が行われた。その結果、有罪7人、無罪5人でデブレは有罪となり、情状酌量が認められたものの、禁固1か月、罰金1000フランの刑が科され、裁判に欠席した出版者に対しても同じ刑が言い渡された。また判決はこの小説のすべての単行本の押収、発行禁止、破棄処分も命じている。

Ⅲ. 『鐘楼のまわりで』と「良俗に反する罪」

次に『鐘楼のまわりで』の内容について触れておきたい⁽⁸⁾。「田舎の風俗」(Mœurs rurales) という副題を持つこの作品は、シャンパーニュ地方の村をモデルにしたと思われる架空の農村を舞台として、村人や聖職者の放縦な性や金銭欲などを赤裸々に描いている。しかし、同時期に刊行された他の多くの自然主義小説のようにベシミズムに満ちた暗い作品ではない。この小説のオリジナリティは、独特の感覚的な文体や精彩に富む比喩が用いられ、ラブレエ的ともいえる陽気さと諧謔が生み出されていることにある⁽⁹⁾。

時代設定は1881年から1882年まで、つまり執筆時期と同時代であり、村の司祭シャランドルと公立学校の女教師イルマの性的関係とそれが巻き起こすスキャンダルがストーリーの軸となっている。当時は第三共和政の確立期であり、カトリック教会との摩擦や対立を伴いながら、初等教育の無償化、義務化、世俗化を定めたジュール・フェリー法などの共和主義的改革が断行されていた。小説では、こうした政治的状況が直接的、間接的に反映されているが、何よりも神父と女教師の性的関係という設定自体が、教会と国家の関係というアクチュアルな問題を戯画化したものであった。

それでは、なぜ『鐘楼のまわりで』が検閲の対象になったのだろうか。その手がかりとなるのは「良俗に反する罪」に問われた小説中の5つのパッセージである。そのうち2つは村の老人と高齢の未亡人の結婚式の晩餐と初夜の場面、残りの3つは村の司祭シャランドルと女教師イルマの情事の場面である。いずれの箇所も当時としては大胆な語彙や比喩が用いられた性描写が含まれており、それがポルノグラフィとみなされて告発されたのである。また、司祭が教会の聖具室や鐘楼で性行為に及ぶという背徳的なシチュエーション、さらに司祭と女教師の関係という教会と国家の関係を揶揄した設定も当局を刺激したと思われる。

しかし、時代や国を問わず、「公序良俗」といった検閲の基準はつねに曖昧であり、どの書物を告発するのは多かれ少なかれ当局の恣意的判断に左右される。そして、その判断は政治的意図と結びついていることが多いが、デプレの裁判も当時の政治状況と決して無関係ではない。

まず大きな流れとして1880年代初頭に第三共和政の基盤を確立した穏健共和派の政権が保守化し、特に1883年2月に成立した第二次ジュール・フェリー内閣が、政権維持のため検閲などによる社会風俗や反体制思想の取り締まりを厳しくしたことが挙げられる。先に触れた「出版の自由に関する法律」以降の事後検閲の強化もその表れであるが、露骨な性描写が多く、急進的なイデオロギーに接近し、反体制的な傾向のある自然主義文学が、当局にとって好ましくない存在であったことは間違いのないであろう。

しかし、当時の数ある自然主義小説のなかで、とりわけ『鐘楼のまわりで』が最初に裁判にかけられた理由は、文壇での評価が定まっていなかった新人作家のデプレが、見せしめとして処罰されたということが考えられる。自然主義文学の主導者であるゾラの作品も、第二帝政の末期から第三共和政の確立期にかけてさまざまなかたちで公権力による検閲を受けているが、ゾラ自身は「良俗に反する罪」で起訴されて法廷に立つことは一度もなかった⁽¹⁰⁾。しかし、デプレという彼の美学を受けついで文学上の弟子が裁かれることによって、ゾラもいわば間接的に制裁を受けることになるのであり、そこにも当局のねらいがあったと推測される。

さらに、『鐘楼のまわりで』を刊行した出版者がアンリ・キストメケール Henry Kistemaekers (1851-1935)であったことも重要である。このベルギーの出版者は、当時ギ・ド・モーパッサンやジョリス＝カルル・ユイスマンスら中堅、若手の自然主義作家たちの作品を刊行する一方で、ポルノグラフィまがいの書物の出版、流通を手がけて成功していた⁽¹¹⁾。したがって、当然キストメケールは以前から当局にマークされており、彼が出版したからこそデプレの小説がことさら危険視され、告発されるに至った可能性が高い。

デプレの裁判の一週間後にあたる1884年12月27日に、マスターベーションを描いたポール・ボヌタン Paul Bonnetain (1858-1899)の自然主義小説『シャルロは楽しむ』*Charlot s'amuse...* (1883)をめぐる裁判がセヌ重罪院で行われたが、この作品を出版したのもキストメケールであった。なお、この裁判は、罪状も、担当した検事と裁判長もデプレの裁判と同一であったが、ボヌタン

には無罪判決が下されている⁽¹²⁾。

他方で、デプレやボヌタンのようなデビュー間もない若手の自然主義作家たちが、美学的な理由だけでなく、スキャンダルによる成功をねらって当時としては過激な性描写を小説に取り入れた結果、彼らの作品が多かれ少なかれポルノグラフィーに接近したことは否めない⁽¹³⁾。また、出版者にとっては、自然主義小説もポルノ小説も同じ商品であり、それらの美学的相違は二次的な問題であったと思われる。第三共和政の確立期に保守化する政権のもと、ポルノグラフィーに対する規制が強化される状況において、いわば「ポルノまがい」の若手の自然主義作家の小説が次々と告発されることになったのである。

IV. 法廷におけるデプレの主張

以下では、法廷でデプレ自身が行った口頭弁論を手がかりに、この自然主義作家が検閲に対してどのように異議を申し立てたのかを検討したい。前述したように裁判は非公開であったが、口頭弁論としてデプレが読みあげた原稿は、その後、彼が服役する前の1885年1月に『書く自由のために』*Pour la liberté d'écrire*と題した小冊子として刊行されている⁽¹⁴⁾。『書く自由のために』は、構成的には冗長で雑然とした印象を受けるものの、内容的には検閲の本質的な問題を浮き彫りにしながら、デプレが自らの文学的、政治的立場を明らかにした興味深いテキストである。

デプレの主張のポイントは次の三点にまとめることができる。第一に、「良俗に反する罪」の定義がはっきりしないこと、第二に、自然主義文学には科学的な目的があること、そして第三に、陪審員には文学を裁く能力がないことである。

まず、検閲の基準の曖昧さは、どの時代においても検閲に内在する問題であるが、この点に関してデプレは以下のような議論を展開した。窃盗や殺人の場合は犯人や犯行状況を確定することが可能であり、それらを禁ずる明文化された法律も存在する。しかし、告発された文学者は単なる容疑者にとどまる。なぜなら彼が作品によって他人に危害を与える意図があったのかどうかは明確には分からないからである。しかも法律で禁止された具体的な描写や言葉は存在せず、どこまでが猥褻で、どこまでが猥褻でないのかが定められているわけではない。また、自然主義文学の性描写が断罪される一方で、多くの読者を持つ大衆向けの新聞連載小説で語られる殺人の描写は咎められることはなく、結果的に性愛が人殺しよりも不道德とされている状況がある。このようなデプレの指摘は、「良俗に反する罪」の恣意性やダブルスタンダードを巧みに例証しているといえるだろう。

さらに、デプレは、性的なものを嫌悪する傾向はキリスト教の影響であり、それに対して自分は科学に依拠しているとしたうえで、自然主義文学の科学性を強調する。ここでデプレは、ゾラが1868年に『テレーズ・ラカン』第二版の序文において展開した主張を踏襲している。つまり、自然主義文学は生理学的、心理学的研究であり、外科医が人体を解剖するように、人間や社会を観察、分析して科学的真実を明らかにすることを目的とする。したがって、医学書の道徳性が問われないのと同様に、自然主義文学を社会的なモラルの観点から非難するのは的外れであるという主張である。この論法は、デプレの裁判から始まる一連の自然主義裁判において、弁護側によってたびたび援用されることになる⁽¹⁵⁾。デプレ自身も、『鐘楼のまわりで』を「農民に関する社会学的な試論⁽¹⁶⁾」と称し、この小説が農村社会の科学的研究であることを強調している。

しかし、最も注目すべきデプレの主張は、陪審員には文学を裁く能力がないというものである。当

時の陪審員は一般市民の中から選ばれていたが、デブレはすでに予審の前に予審判事にあてた手紙において「芸術に関する問題を、薬屋や綿の帽子を売る商人で構成されたフランスの陪審員に解決させるのは馬鹿げている⁽¹⁷⁾」と批判していた。そして、口頭弁論でも、デブレは陪審員に向かって「あなた方は、おそらく誰一人として告発された書物を読んでいないでしょうから、自分たちに裁く資格がないことをお認めになることでしょう⁽¹⁸⁾」と挑発的に述べている。

このような陪審員に対する攻撃的な態度は判決に良い影響を与えなかったと思われるが、デブレは陪審員の問題を最も重要な論点として考えていた。それは彼が小冊子『書く自由のために』につけた序文で、「樽商人」「建造物の検査員」「大工」「包装係」「石工の親方」「技師」「食料品屋」「卸売業者」「屋根ふき職人の親方」そして3人の「地主」という12人の陪審員の職業を具体的に列記していることからもうかがえる⁽¹⁹⁾。デブレは、例えばコッホとパストゥールによるコレラの原因に関する論争に意見を述べるができるのは医者や化学者だけであり、建築家とその依頼主の間の訴訟は建築の専門家で構成された委員会にゆだねられるように、文学作品の裁判も文学者にゆだねられるべきだと主張する。なぜなら彼によると「文学は医学や建築学に劣らず複雑で難解である⁽²⁰⁾」からである。

この観点から、デブレは、ゾラやドーデら同時代の著名な文学者からなる「理想の陪審員」を提案している⁽²¹⁾。また、彼は自分の作品を擁護するために、サント＝ブーヴとバルザックの文章⁽²²⁾や、1884年5月24日付のゾラからデブレにあてた手紙⁽²³⁾を法廷で読み上げている。ゾラの手紙は『鐘樓のまわりで』を読んだ感想を述べたもので、構成や文体に関する批判はあるものの、全体的には作品のオリジナリティを称える好意的な内容である。

デブレの陪審員に対する批判は、職務として検閲を行う人間に文学の価値を判断する資格があるのか、というある意味で普遍的な問題を提起しているが、その一方で、彼が陪審員を攻撃した背景には、何よりも陪審員が体现するブルジョワ的な道徳、保守的なモラルに対する反発があったと考えられる。デブレは死の直前の1885年12月6日に書いたフェーヴルあての手紙のなかでも「偏見を持ったろくでなしのブルジョワ⁽²⁴⁾」に対する呪詛を投げかけており、ブルジョワ嫌悪という点ではフローベールやボードレールと共通するものがある。しかし、デブレの場合は、彼らのように芸術至上主義の立場からではなく、政治的、イデオロギー的な観点からブルジョワを批判しているのが特徴である。

デブレは、当時の自然主義作家の中では珍しく、政治への関心が高い文学者であり、思想的には、当時台頭してきた社会主義に共感を抱く急進的な共和主義者であった。それは彼の弁護人を務めたジュールジュ・ラゲール Georges Laguerre (1856-1912) が、ルイーズ・ミシェルやクロボトキンなどの著名なアナキストや社会主義者の裁判で弁護を担当した極左の下院議員であったことからもうかがえる⁽²⁵⁾。

指摘すべきは、デブレの反ブルジョワの姿勢は、保守的なブルジョワ的価値観によって検閲を行うジュール・フェリー内閣への批判と結びついていることである。例えば、彼は陪審員に対して、「あなた方の嘲笑すべき共和国は、ナポレオン3世統治下の最悪のやり方を繰り返す、憲兵を放って芸術家を尾行させています⁽²⁶⁾」と述べている。この「嘲笑すべき共和国」とは共和主義の原理に反して「表現の自由」に対する規制を強化していた穏健共和派の政権を指している。そして、反動的なジュール・フェリー政権を抑圧的だった第二帝政期への逆戻りであるとして攻撃することは、急進共和派ら当時の野党によって行われていたいわば紋切型の批判でもあった⁽²⁷⁾。

また、デブレにとっては、自然主義文学と進歩主義的なイデオロギーは不可分であり、その意味でもブルジョワ的価値観は否定すべきものであった。例えば、彼は口頭弁論のなかで、自然主義文学の

巨匠たちが「ブルジョワ的な古い社会を揺るがす台頭しつつあるデモクラシーの最前線にいる⁽²⁸⁾」と述べているが、ここではマルクス主義的なヴィジョンが表れており、「ブルジョワ的な古い社会」とは資本家が支配する社会を、「台頭しつつあるデモクラシー」とは、一般的な意味での民主主義ではなく、当時盛んになりつつあった労働運動などの社会主義の勃興を意味しているように思われる。デプレにとって自然主義文学とは、美学的な運動であるとともに、ブルジョワ支配の体制を変革しようとする政治的、社会的運動でもあった。

以上のように、裁判における口頭弁論で、デプレは弁護人の人選も含めて反体制的な立場を明確にしながら、検閲の問題にアクチュアルな政治的要素を持ちこみ、当時の反動的な政権に対する批判を行った。彼にとって、裁判は単に「表現の自由」や自然主義文学の理論を擁護する場になっただけではない。検閲は彼のジュール・フェリー政権との対決姿勢を先鋭化させ、法廷はそれを表明する場にもなった。また、被告である作家が自ら法廷で長い口頭弁論を行うこと自体が異例であり、この行動そのものにデプレの当局に対する強い批判意識が表れているといえるだろう。

V. 検閲と文学者の政治参加

デプレの死は文壇を揺るがす事件になっただけでなく、文学者が時の権力に対して批判を強める契機となった⁽²⁹⁾。例えば、彼の死の直後、ゾラの追悼文「ルイ・デプレ」« Louis Desprez » が1885年12月9日付『フィガロ』紙に掲載された⁽³⁰⁾。ここでゾラは、文学における弟子であり年下の友人でもあるデプレを失った深い悲しみを吐露するとともに、彼を死に至らしめた検閲制度や当局の関係者に対して激しい憤りをぶつけている。「端的に言って彼ら [= 政権についている人々] がデプレを殺したのだ。[...] 正直なところ私は冷静ではいられない。さきほど [デプレの死の] 知らせを聞いたとき、怒りがこみあげてくるのを感じた。[...] 私はただどうしようもなく『この子を殺した連中は人間の屑だ!』と叫びたい欲求にかられている⁽³¹⁾」。

実は、デプレの死の直前の1885年10月に、ゾラとウィリアム・ビュスナックの共作による戯曲『ジェルミナル』が検閲によって上演禁止になっていた⁽³²⁾。フランスでは、出版物の事前検閲は前述したように1881年の法律によって廃止されるが、演劇の脚本に対する上演前の検閲は1906年まで行われていた。『ジェルミナル』の場合は炭鉱労働者のストライキの場面に問題視されたのであり、その背景には当時の労働運動の激化に伴う検閲のさらなる強化があった。これに対してゾラは1885年11月7日付『フィガロ』紙に検閲制度を批判する記事「検閲」« La Censure »⁽³³⁾を發表し、当局への反発を強めていた。

ゾラの追悼文にみられる激しい調子は上記のような事情も関係しているが、より重要なことは、アンリ・ミトランが指摘しているように、このテキストの告発調の文体が、ゾラが1898年1月13日に『オーロール』紙に發表した大統領宛の公開書簡「私は弾劾する！」« J'Accuse...! »を予告していることである⁽³⁴⁾。周知のように、この公開書簡はドレフュス事件の政治化に寄与し、文学者や学者などのいわゆる「知識人」の集団的な政治参加を呼び起こした。ゾラは「私は弾劾する！」でドレフュスの冤罪を生み出した軍法会議を非難し、不正を行った陸軍の幹部を実名で告発した。同様に、その約12年前に書かれたデプレの追悼文は、この若い作家を死に至らしめた不当な裁判や政府当局を批判し、特に警視総監を実名で糾弾している。注目したいのは、このゾラの事例が示すように、デプレら自然主義作家の裁判が契機となって、文学者の権力への批判意識や政治意識が高まり、それが後の

ドレフュス事件における「知識人」の政治参加につながっていくことである。

その例証として、1889年に刊行されたリュシアン・デカーヴ Lucien Descaves (1861-1949) の小説『下士官』 *Sous-Offs* の裁判をめぐる動きが挙げられる⁽³⁵⁾。作者自身の徴兵体験に基づいて軍の腐敗した実態を描いたこの作品が問題となって、デカーヴは「軍に対する侮辱および良俗に反する罪」で起訴され、1890年3月15日に裁判が行われた。結果的には無罪判決が下されたが、指摘すべきは、デカーヴが起訴された際に、1889年12月14日付『フィガロ』紙において54名の小説家、詩人、劇作家、ジャーナリストらの署名入りの抗議文が発表されたことである⁽³⁶⁾。ここでは、ゾラ、テオドール・ド・バンヴィル、モーリス・バレスなど、それぞれ美学的にも思想的にも立場の異なる文学者たちが、一致団結して、表現の自由を侵す政府に抗議するという内容の声明に署名をしていることが注目される。

社会学者のクリストフ・シャルルによれば、この抗議文は公権力に対する文学者の「集団的な異議申し立ての最初の、そして最も重要なもの⁽³⁷⁾」であるという。つまり、これ以前にも、デプレの裁判を批判したゾラのように文学者が個人として当局に抗議することはあったが、このように多数の署名を並べ、集団として公権力に異議を申し立てるという形式は従来にない新しいものであった。そして、この抗議文が発表された背景には、『下士官』の検閲だけでなく、『鐘楼のまわりで』の裁判に始まる1880年代後半の一連の検閲に対する文学者の危機意識があったと思われる。

その約9年後、「私は弾劾する！」の発表翌日にあたる1898年1月14日の『オーロール』紙に、ドレフュスの再審を求める請願文が104名の文学者や学者の署名とともに掲載された⁽³⁸⁾。ドレフュス派「知識人」による最初の声明とされるこの請願文は、『下士官』の検閲に対する抗議文とまさに同じ形式の、公権力への「集団的な異議申し立て」にほかならなかった。このように、第三共和政確立期の1880年代後半に行われた自然主義小説の検閲は、公権力に対する作家たちの反発を呼び起こしただけではなく、文学者の「集団的な異議申し立て」という新しいタイプの政治的行動を生み出して、ドレフュス事件における「知識人」の政治参加を準備したのであり、この意味でも無視できない重要性を持つといえるであろう。

注

- (1) Yvan Leclerc, *Crimes écrits. La littérature en procès au 19^e siècle*, Plon, 1991, pp. 433-438 に掲載された裁判の一覧表による。なお19世紀における文学裁判については、この研究書のほかに以下の書物も参照のこと。Alexandre Zévaès, *Les Procès littéraires au XIX^e siècle*, Perrin, 1924.
- (2) それらの自然主義小説の作者とタイトルは裁判が行われた年順に以下のとおりである（カッコ内は出版年）。
1884年：Fèvre-Desprez, *Autour d'un clocher* (1884); Paul Bonnetain, *Charlot s'amuse...* (1883)
1885年：Paul Adam, *Chair molle* (1885)
1886年：Jean-Louis Dubut de Laforest, *Le Gaga* (1886)
1888年：Camille Lemonnier, *L'Enfant du crapaud* (1888)
1890年：Lucien Descaves, *Sous-Offs* (1889)
- (3) デプレの生涯、作品および裁判に関しては以下を参考にした。René-Pierre Colin et Jean-François Nivet, *Louis Desprez (1861-1885). Pour la liberté d'écrire*, Tusson, Du Lérot, 1992.
- (4) デプレとゾラの関係については以下を参照のこと。René-Pierre Colin, « 1885 : Zola et l'affaire Desprez », in *Les Cahiers naturalistes*, no. 54, 1985, pp. 144-150. なおデプレがゾラに宛てて書いた25通の手紙は以下に収録されている。 *Lettres inédites de Louis Desprez à Émile Zola*, introduction et

- notes de Guy Robert, Les Belles Lettres, 1952.
- (5) この記事は以下に収録されている。René-Pierre Colin et Jean-François Nivet, *op. cit.*, pp. 237-249.
- (6) 第三共和政期の検閲に関してはおもに以下を参考にした。Annie Stora-Lamarre, *L'Enfer de la III^e République. Censures et pornographes (1881-1914)*, Imago, 1990.
- (7) Cf. Yvan Leclerc, *op. cit.*, pp. 69-71.
- (8) この小説に関しては以下の版を参照にした。Autour d'un clocher, présentation d'Henri Mitterand, Genève, Slatkine Reprints, 1980; *Autour d'un clocher*, édition établie, présentée et annotée par Jean-François Nivet et René-Pierre Colin, Aiglemont, Mont Analogie, 1992.
- (9) 1884年5月27日付のゾラ宛ての手紙において、デブレ自身が『鐘楼のまわりで』の文体はラブレーを意識したものであることをほめかしている。Cf. *Lettres inédites de Louis Desprez à Émile Zola*, éd. cit., pp. 90-91.
- (10) ゾラの作品の検閲に関しては以下を参照のこと。Colette Becker, Gina Gourdin-Servenière, Véronique Laville, *Dictionnaire d'Émile Zola*, Robert Laffont, coll. « Bouquins », 1993, pp. 72-74.
- (11) キストメケールに関しては以下を参考のこと。Annie Stora-Lamarre, *op. cit.*, pp. 170-173; René-Pierre Colin, *Zola, Renégats et alliés. La République naturaliste*, Lyon, Presses Universitaires de Lyon, 1988, pp. 70-73; René-Pierre Colin, « Henry Kistemaekers, une histoire belge du naturalisme français » in *Relecture des « petits » naturalistes*, Nanterre, Centre de Recherches Interdisciplinaires sur les Textes Modernes de l'Université de Paris X, 2000, pp. 35-44.
- (12) ボヌタンの裁判に関しては以下を参照のこと。Yvan Leclerc, *op. cit.*, pp. 395-401.
- (13) この点に関しては以下を参照のこと。David Bagulay, *Le Naturalisme et ses genres*, Nathan, 1995, pp. 138-145.
- (14) 『書く自由のために』は以下に収録されている。René-Pierre Colin et Jean-François Nivet, *op. cit.*, pp. 201-235。デブレがこの小冊子を発表する際に、もとの原稿に手を加えたのかどうかは不明である。
- (15) Cf. Yvan Leclerc, *op. cit.*, pp. 55-59。『テレーズ・ラカン』第二版の序文は以下に収録されている。Émile Zola, *Œuvres complètes*, t. 3, Nouveau Monde, 2003, pp. 27-31。[邦訳：エミール・ゾラ『初期名作集』（ゾラ・セレクション第1巻）宮下志朗編訳，藤原書店，2004年，273-280頁]
- (16) René-Pierre Colin et Jean-François Nivet, *op. cit.*, p. 211.
- (17) *Ibid.*, p. 117.
- (18) *Ibid.*, p. 230.
- (19) Cf. *Ibid.*, p. 203.
- (20) *Ibid.*, p. 230.
- (21) *Ibid.*, p. 231。デブレが「理想の陪審員」として挙げたのは、ヴィクトール・ユゴー、エルネスト・ルナン、イポリット・テーヌ、エドモン・ド・ゴンクール、エルクマン＝シャトリアン、ジュール・ヴァレス、エミール・ゾラ、アルフォンス・ドーデ、アンリ・ベックである。
- (22) *Ibid.*, p. 231-232。サント＝ブーヴの文章は、新人作家の作品が美よりも道徳を基準に評価されていることを指摘するもので、正確な出典は不明であるが、デブレによると「エルネスト・フェドーのある小説に関して、サント＝ブーヴが『モニトゥール・ユニヴェルセル』紙の編集長に宛てて書いたもの」(*Ibid.*, p. 231)からの引用であるという。バルザックの文章は『『人間喜劇』総序』（1842）からの引用で、作家の不道徳性を非難することを批判した個所である。Cf. Honoré de Balzac, *La Comédie humaine*, t. 1, Gallimard, coll. « Bibliothèque de la Pléiade », 1976, p. 14.
- (23) このゾラの手紙は以下に詳細な注とともに収録されている。Émile Zola, *Correspondance*, t. V, Presses de l'Université de Montréal et CNRS Éditions, 1985, pp. 113-116.
- (24) René-Pierre Colin et Jean-François Nivet, *op. cit.*, p. 183.
- (25) ジョルジュ・ラゲールに関しては以下を参照のこと。*Ibid.*, pp. 128-129.
- (26) *Ibid.*, p. 229.
- (27) Cf. *Ibid.*, p. 229, note 29.

- (28) *Ibid.*, p. 229.
- (29) デブレの死に対する文壇の反応については以下を参照のこと。 *Ibid.*, pp. 189-191.
- (30) この記事は以下に収録されている。Émile Zola, *Œuvres complètes*, éd. cit., t. 12, pp. 861-862.
- (31) *Ibid.*, p. 862.
- (32) 戯曲『ジェルミナル』に対する検閲については以下を参照のこと。Martin Kanes, « Zola, *Germinal* et la censure dramatique », in *Les Cahiers naturalistes*, no. 29, 1965, pp. 35-42; Clélia Anfray, « La scène surveillée. Les adaptation théâtrale des *Rougon-Macquart* face à la censure », in *Les Cahiers naturalistes*, no. 83, 2009, pp. 223-261.
- (33) この記事は以下に収録されている。Émile Zola, *Œuvres complètes*, éd. cit., t. 12, pp. 856-861.
- (34) Cf. Henri Mitterand, *Zola II. L'homme de Germinal (1871-1893)*, Fayard, 2001, pp. 777-778.
- (35) デカーヴの裁判に関しては以下を参照のこと。Yvan Leclerc, *op. cit.*, pp. 421-427.
- (36) この抗議文に関しては以下を参照のこと。Christophe Charle, *Naissance des « intellectuels ». 1880-1900*, Minuit, 1990, pp. 111-112. [邦訳：クリストフ・シャルル『「知識人」の誕生 1880-1900』白鳥義彦訳，藤原書店，2006年，126-127頁]
- (37) Christophe Charle, *op. cit.*, p. 111. [邦訳：同書，127頁]
- (38) この請願文に関しては以下を参照のこと。渡辺一民『ドレーフェス事件』，筑摩書房，1972年，30-31頁。